



私たちは、中小企業の安心と継続のため、働く人たちを活かすご提案と実践のお手伝いを致します。

会社と働く人の情報誌

B 夢通信

Vol.32
2017.8.15

発行人



税理士法人WBC和田事務所 株式会社和田総研
株式会社WBCコンサルティング 社会保険労務士法人WBC
〒302-0118 茨城県守谷市立沢197-58
TEL 0297-46-1118 FAX 0297-46-1201



税理士法人WBC東京事務所
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24 YA-2ビル5F
TEL 03-5839-2808 FAX 03-5839-2811

夏休みの計画

みなさん夏休みはいかがお過ごしですか？

当事務所の夏季休暇は現在、各人3日を申請し、内部で調整して夏季休暇を取ることにしております。以前は13日～15日をお盆休みとしていたのですが、ライフスタイルが変わり意見が分かれました。お盆に休みをもらっても、旅行に行っても混んでいて値段も高いという方や、8月月初に行われる税理士試験を受ける人がいたり様々です。そこで、5年くらい前から3日間を申請して取るようにしました。



その結果、休暇が多いのは8月14日で52%、続いて15日で33%でした。その後は16日で29%でした。意外と25日、28日、29日に休む人が多く22%おりました。25日の繁忙期後にとるとということでしょうか？

夏季休暇は有給としてもいいのでしょうか？というご質問もあります。これは「年次有給休暇の計画的付与制度」というものです。そのためには労使協定を結ぶ必要があります。あくまでも使用者と働く人との約束が合意する必要があります。また、有給休暇が5日間は必ず残るようにしないといけないという規定もあります。

夏休み何しようかな？と悩んでいるあなた。漫画を読んだり、思い切ってキャンピングカーを借りて気ままな旅行などいかがですか？わたくし？私はお盆の行事に追われてしまいます。7月には一足お先に海に行ってきましたが詳細は内緒です。みなさん楽しい夏休みを取って大いに楽しんでください。

税理士法人WBCグループ代表 **和田 政彦**



東京事務所の活動報告



東京事務所のブログも
よろしくお願ひします。

<http://ameblo.jp/wbctokyo-zeimu/>
『税理士法人WBC東京事務所のブログ』

東京事務所の職員は資産税課ということもあり、不動産業者の方、保険会社の方など、様々な職種の専門家が訪ねて頂いております。

我々が相続税対策をさせて頂き、他の付随するサービスも人脈を着実に作っておりますので、相続に関する事は何でも安心してご相談頂けます。

アクセス良好な場所ながらも落ち着いた綺麗なオフィスに、お気軽にお越しください。

税理士法人WBC東京事務所
高田 愛子



(株)和田総研の 職員を紹介します!



山口 泰之さん

- ☆趣味：スキー…グループで一番上手いです(たぶん)
- ☆はまっているもの：もりやもり音頭(もりのポシェット)



竹ノ内 泉さん

- ☆趣味：ポーセラーツ
- ☆好きな著名人：EXILE ATSUSHI♡



川上 美恵子さん

- ☆趣味：はたおり、キルト
- ☆はまっていること：孫と遊ぶこと



三上 幸子さん

- ☆趣味：ポーセラーツ
- ☆好きな著名人：EXILE TAKAHIRO♡



大原 圭一朗さん

- ☆趣味：野球観戦
- ☆好きな著名人：ダニエル・クレイグ



木村 利恵さん

- ☆特技：足裏マッサージ
- ☆好きな著名人：桜井和寿(Mr.Children)

◆ あんしん相続のススメ ◆

今回は、相続税の税制改正の話題になります。
平成29年6月22日に、財産評価基本通達の改正通達(案)が公表されました。

不動産オーナーにとって大きな影響が出るのが、
広大地評価の改正です。

広大地の評価方法は、現行では面積に比例する減額方法であり、また、適用要件が明確化されておらず、国税庁HPの質疑応答事例等で考え方等が示されているに過ぎませんでした。

今回の改正では、各土地の個性に応じて、形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件が明確化されます。

新たな広大地評価は、30年1月1日の相続、贈与から適用されます。土地によって、相続税評価が増加する土地、逆に減少する土地と様々ですが、価額が大きく上がる土地については、平成29年内に相続時精算課税制度を利用し、生前贈与を行うのが良いケースも考えられます。

当事務所では、相続税、贈与税の試算も行っております。お気軽にご相談ください。

(資産づくり 鈴木)

